

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 下水道工事でカドミウムが含まれた土壌の処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(役場の方)

A町都市計画課の方から、下水道の管渠工事を委託した業者から工事中にカドミウムに汚染された土が出たがどう処分したら良いか相談されました。どうしたらよろしいでしょうか？

(協会)

発生した土には、どの程度カドミウムを含んでいますか。また、土は重機で掘削したものですか、それともシールド工法で出た泥状のものですか、どのような工事で発生したものですか？

(役場の方)

カドミウムは基準の3倍程度と聞いています。土は重機で掘削して発生したもののようです。

(協会)

建設現場等でシールド工法により発生した場合は、建設汚泥となり産業廃棄物に該当し、重金属や有害物質が基準を超えて含まれる場合は特別管理産業廃棄物として、許可を持っている処分業者に委託処理するということになります。

重機により掘削して出た土の場合は、土、汚染土壌と言うこととなりますので、廃棄物処理法に基づく処分ではなく、土壌汚染対策法に基づき処分することとなります。

環境省のホームページに全国の汚染土壌を処理できる業者が公表されていますので、処理できる業者を探してください。なお、栃木県内で汚染土壌を処分できるのは、佐野市にあります住友大阪セメント株式会社栃木工場だけです。

いずれにいたしましても、汚染土壌の処理業者と連絡を取り、カドミウムに汚染された汚染土壌の処理が可能か協議してください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。